参考 4

第2回 医療用医薬品の安定確保策に 関する関係者会議

令2.6.26

医政発 0 4 2 4 第 1 号 令和 2 年 4 月 2 4 日

日本医学会 会長 門田 守人 殿

厚生労働省医政局長

汎用され安定確保に特に配慮が必要な医薬品の選定について(依頼)

平素より厚生行政の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、医薬品の安定確保について、各製薬企業に御努力いただいていますが、昨今の抗菌薬をはじめとする医薬品の供給不安事案を受けて、関係学会等から、国としても対策を講じるべきといった御意見をいただいています。こうした状況を踏まえ、今般、医政局長の意見聴取の場として、「医薬品の安定確保策に関する関係者会議」を開催し、医療上、必要不可欠な医薬品の安定確保策を議論しているところでございます。今後、同関係者会議での議論を進め、医療上必要不可欠であって、汎用され安定確保に特に配慮が必要な医薬品の考え方を整理することとしています。

他方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、欧州などで一部の医薬品の製造、輸出が現に停止されている事例が報告されています。業界団体によれば、一般的に半年程度の在庫が確保されています。このため、医学的な見地による冷静な処方が行われている限り、急激な需要増は発生せず、医療現場への影響は限定的なものになると予想されます。しかしながら、製造等の停止の長期化に備え、念のため早い段階から、供給不安・欠品が生じた際の対応について整理し、準備しておく必要があると考えています。

安定確保が求められる医薬品の考え方について整理されていない段階ですが、傘下の主たる学会の各専門領域において、医療上必要不可欠であって、汎用され安定確保が求められる医薬品として、専門領域ごとにそれぞれ 10 成分を目安に選定していただきたいと考えています。

お忙しいところ誠に恐縮でございますが、学会ごとに、選定された成分の名称(投与経路(内注外)の別、規格を含む。)と選定の理由について、令和2年6月末日までに別紙様式によりご提出いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、日本化学療法学会等から昨年8月に提案いただいた10成分の考え方は別添のとおりでございますので、選定に当たりご参照いただければと存じます。

(連絡先)

厚生労働省医政局経済課 薬価係

電話: 03-3595-2421 FAX: 03-3507-9041

医療上必要不可欠であって、	汎用され安定確保が求められる医薬品
専門領域の名称()

通し	成分名	規格	内注外の別	選定理由	備考
番号					